

ビジネスモデル研究会最終報告草案に対する意見

NTT西日本

【基本的な考え方】

今後IP化は加速度的に進展していくものと想定され、そうしたIP化の成果を国民生活や企業活動等に広く定着させ、多様なブロードバンドサービス等によるIT社会を実現するためには、以下の点が特に重要であると考えます。

1．ブロードバンド時代の新しいビジネス分野においては、原則非規制とすることが、市場の発展に必要不可欠

IP化の進展により、様々な事業者が事業規模の大小に関わらず業種の枠を超え、光ファイバ、無線などの新技術を活用しつつ、端末、プラットフォーム、ネットワーク、コンテンツなどの様々な分野で多様なビジネスモデルを駆使した競争が展開されると想定されます。

つまり、IP市場は各事業者の創意工夫と技術開発による熾烈な競争の場となり、事業者の活力こそが市場を発展させる源であると考えます。

そのためには、ビジネスモデルに関し規制を設けるべきではなく、事前規制をすべて撤廃した原則非規制の市場とすることが必要不可欠であると考えます。(P16：)

2．NTT東西の上位レイヤーへの進出に非対称規制をかけることは、不合理

(1) 本草案は、NTT東西が上位レイヤーに進出する際には、ボトルネック設備保有に起因する市場支配力の濫用防止・他事業者との公正競争条件確保が必要であるとしていますが(P20：) 他事業者との接続に必要な設備とされているネットワークレイヤーの設備については、既に指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されており、ボトルネック性はなくなっていることから、これらの設備の有無で規制を区分する合理的な理由はありません。

第1種指定設備を有する事業者は市場支配力ありとしている論理が正しくないことは、ADSLのシェア実績により明白です。(NTT東西のシェア：41.7%(H14.4月末))

(2) また、IP化が急速に進展する中で、当該設備を有するからといって、グループドミナンス等の概念によりNTT東西やNTT東西の子会社の上位レイヤーへの進出に対して規制をかけることは、電気通信事業者の活路であるブロードバンド時代を展望したレイヤー縦断型ビジネスモデル等への転換の路を狭め、ブロードバンド時代のプレーヤからの脱落に繋がり、極めて問題であると考えます。

(3) 本草案は、「例えばアクセス網のボトルネック性が引き続き存在しているとしても、当該アクセス網のオープン化が進展すれば(中略)サービス市場に係る市場支配力に基づく行為規制は必要性を失うものと考えられる。(P63:)」とし、IPベースのサービス市場の活性化に向け、市場峻別の重要性に敷衍しておりますが、一方で、オープン化等ボトルネック設備開放ルールや公正競争ガイドライン等の整備(蓋然性排除措置)がなされている状況であるにもかかわらず、ネットワークレイヤー設備を有することが上位レイヤーの市場支配力を生み、その濫用の恐れがあるとして、NTT東西の上位レイヤーを含む事業展開に対して、あらかじめ非対称規制を設ける内容となっており、新しいビジネスの可能性を狭めるものとなっています。

この観点等から、NTT東西の活用業務の認可におけるプラットフォームに係る機能のアンバンドル化や慎重な対処の要請(P20~21: 、P40~41:)、子会社等の実態検証と規制検討(P22~23: 、P65: (c))などのあらかじめNTT東西に対する過度な規制をもたらす内容は適当ではなく削除すべきです。

(4) また、コンテンツの提供というコンテンツレイヤーや、コンテンツ配信や認証・課金等のプラットフォームレイヤーの設備は、ネットワークレイヤー設備と異なり、各事業者自ら創意工夫すれば通常の経営努力とリスク負担により構築可能なものであり、これらのレイヤーの設備を構築しサービス開発を行った事業者のプラットフォーム等をアンバンドルして開放させる政策をとった場合、サービス開発や設備投資を行った事業者の開発や投資インセンティブを損なうだけでなく、利用する事業者の開発・投資意欲も減ずることに繋がり、ひいては、新たなサービス登場の停滞を招き、利用者にとっても不利益となるものと考えます。

3 . ブロードバンド時代を展望して、開放優先政策から、開発・投資インセンティブの高まる政策へ、競争政策のパラダイムを転換すべき

(1) 電気通信事業分野における競争政策は、パラダイム転換が求められている、との本草案の指摘 (P 73 :) は評価できるものでありますが、本草案の提起する競争政策は、依然として、これまでの電話をベースとした設備開放政策の延長線上で、ブロードバンド時代に如何に事業者を事前規制すべきか、という視点にとどまっています。

(2) 競争政策の方向性検討にあたっては、以下の点に重点を置くべきものと考えます。

ブロードバンド時代においては、今後新たに、光ファイバだけでなく、無線設備、高機能ルータ、コンテンツ配信のための大容量サーバ等新たな設備投資を要するものであり、設備を如何に開放するかといった従来の電話をベースとした政策ではなく、サービス開発や設備投資を担う事業者のインセンティブを高め、ひいては、ブロードバンドサービスの進展や利用者や国民の利益増進に寄与する政策である必要があります。

現に、米国においては、新たな技術、設備への投資インセンティブを損なわないよう、光ファイバ等のアンバンドル義務の非規制化を図ることなどブロードバンド時代を展望して、既存の政策の抜本的見直し検討に着手しており、我が国においても、各事業者が開発意欲・投資意欲を高め、創意工夫により多様なビジネスモデルを展開し、ブロードバンドの進展に寄与できるよう、非規制を基本とした政策に早急に転換すべきと考えます。

4 . I P 電話については、ユーザ利便性確保や電気通信全体の信頼性確保の観点からの具体的な条件整備が必要

今後、I P 電話事業者数の増加、I P 対応通信機器の高度化・低廉化等を背景に、ネットワークのI P 化が加速的に進んでいく可能性があるものと考えます。

しかしながら、I P 網を前提としたI P 電話では、緊急通話や重要通信の確保等に課題があり、また、現在の相互接続通話よりも多数の事業者間の接続により提供される場合が想定されるなどから、I P 電話が、現在の固定電

話の有する安全で信頼性のあるサービス・品質と同等なレベルにより提供されとは限らないと考えます。したがって、ユーザ利便性や電気通信の安定的提供が確保できるよう、事業者によるIP電話の通話品質等の情報開示や接続手続のあり方、事業者間精算の方法、ユニバーサルサービス確保の在り方等、具体的に諸条件を整備していくことが重要と考えます。(P 68 ~ 71 : (5)(6))

なお、個別内容に対する当社の考えは別添のとおりです。

ビジネスモデル研究会最終報告草案への意見

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P 10 1-3 (2)	<p>【競争ルール整備における基本的考え方】 電気通信市場においては昭和60年に市場の全分野に競争原理を導入し、それ以降、いわば「独占」から「競争」への移行過程にあることから、事業者間の競争を促進する枠組みを確立していくことが必要である。そのため、電気通信市場において通信事業者の行動結果として生じた競争上の問題を事後的に排除する措置を充実させるとともに、必要に応じて事前の競争ルールを確立し、より競争促進的な市場環境を創出していくことが求められる。</p>	<p>・草案が、現状を「独占」から「競争」への移行過程」と認識している点は、昭和60年以降の、極めて多種多様な電気通信事業者の登場（平成14年4月現在10,521社）、これまで実施された競争政策、今日の競争実態、それに伴う各事業者の経営状況の悪化等を考慮しておらず、従来の固定観念に基づくものであり、適当でないと考えます。</p> <p>・今後のビジネスモデルは不透明であり、かつ技術革新の激しい電気通信市場にあっては事前の競争ルールを適切に考案することは困難であり、各事業者の創意工夫が発揮できるような、より競争促進的な市場環境を創出していくためには、事前競争ルールの原則撤廃を要望します。</p>
P 17	<p>【レイヤ縦断型のビジネスモデルに対する評価】 コンテンツレイヤーにおける市場支配力が存在するかどうか、また仮にこうした市場支配力が存在するとして、下位レイヤーに対して公正競争の観点から見てどのような問題を発生させる可能性があるのかについて、現時点で一義的に結論付けることは困難な面がある。</p> <p>むしろ、一般にコンテンツ制作者側がコンテンツプロバイダやネットワーク事業者と比べて相対的に弱い立場にある場合も実態として相当程度存在すると考えられることから、コンテンツレイヤーが競争的であったとしても、例えば認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーにおいて、特定の市場支配的な事業者が市場支配力を濫用している場合、コンテンツ配信のためのデリバリーチャンネルが競争的に機能しない可能性がある点が重要であり、こうした点にも着目しつつ、今後の競争環境整備の在り方について検討していく必要がある。</p>	<p>・コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーにおいては、基本的に自由な競争に委ね、問題がある場合には独占禁止法の枠組みで対処すべきものと考えます。それを超えて規制を課すことは、かえって事業者のサービス開発や投資インセンティブを損ない、ひいては、新たなサービス登場の停滞を招き利用者にとっても不利益になるものと考えます。</p> <p>・また、コンテンツ制作者側がコンテンツプロバイダやネットワーク事業者と比べて相対的に弱い立場にある場合も実態として相当程度存在するとの認識ですが、コンテンツ制作者側が相対的に強い立場にある場合に、その支配力を他のレイヤーで濫用している場合も想定されるため、表記はその点中立的でなく問題だと考えます。</p>

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P 20	<p>【東西NTTの活用業務認可ガイドラインの整備】</p> <p>(平成13年6月に改正されたNTT法により認められた活用業務について)ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である東西NTTが上位レイヤーに進出する垂直統合型ビジネスモデルについては、ボトルネック設備を保有することに起因する市場支配力の濫用を防止し、東西NTTと他事業者との間の公正競争条件を確保することが求められる。これは(中略)単にこれを事後的に排除するのみならず、事前に一定の公正競争条件を設定して当該行為を防止することが、当該市場の健全な発展に不可欠であると考えられることによるものである。</p>	<p>指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されていることから、ボトルネック設備を有することが即市場支配力を有することにはつながらないと認識しており、ボトルネック設備の保有即市場支配力の認定を前提とした運用は問題であると考えます。</p> <p>当該レイヤーにおいては、基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がり、不適当と考えます。</p>
P 20	<p>(平成13年6月に改正されたNTT法により認められた活用業務について)競争事業者が東西NTTの営む新たな業務と同様の業務を実施する上で、東西NTTの設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
P 20	<p>【東西NTTの活用業務認可ガイドラインの整備】</p> <p>東西NTT がコンテンツ配信やコンテンツ制作といった上位レイヤーに進出する場合、ボトルネック設備を保有していることに伴い、コンテンツのデリバリーチャンネルを独占し、その結果として、コンテンツ配信の分野において公正競争条件が担保されないのではないかと指摘もある。</p>	

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P 21	<p>多様なコンテンツが放送以外のブロードバンドネットワークを介して配信される状況が一般的となった段階において、東西NTTのネットワークレイヤーにおける市場支配力との関連性について検証する必要が生じてくるものと考えられる。</p> <p>また、円滑なコンテンツ配信を実現していく観点からは、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーのオープン化が極めて重要な要素であり、東西NTTがプラットフォームレイヤーに進出する場合、プラットフォーム事業に係る機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である。</p>	<p>・指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されていることから、ボトルネック設備を有することが即市場支配力を有することにはつながらないと認識しており、ボトルネック設備の保有が即市場支配力の認定を前提とした運用は問題であると考えます。</p> <p>・当該レイヤーにおいては、基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がりに不適当と考えます。</p> <p>・東西NTTについてのみ、プラットフォームレイヤー事業の機能についてアンバンドル化の必要性を検討するのは不当な差別であり、仮に検討するとするならば、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーの全事業者に対しても等しく検討されるべきであります。</p>

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P 22~ 23 、	<p>【NTT東西の子会社等による上位レイヤへの進出】</p> <p>しかしながら、</p> <p>(1)NTT持株又は東西NTTの100%子会社として上位レイヤーに進出する場合、実態として、東西NTTが上位レイヤーに進出するのと同じ効果があるのではないかと</p> <p>(2)「非対称規制」における特定関係事業者は電気通信事業者にその対象が限定されており、コンテンツプロバイダ等を特定関係事業者として指定できないことから、公正競争確保の観点から問題が生じたとしても、必要な措置を講じ得ないのではないかと懸念も指摘されているところである。</p> <p>したがって、NTT持株及び東西NTTの子会社等については、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミナンス(中略)の概念の導入の是非についても、諸外国の状況等も勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。</p>	<p>・NTT東西本体とその出資子会社の間では、組織や会計が分離されており、更に競争促進に関するガイドライン等において、自己の関係事業者以外の不当な取引拒絶等が実質上禁止されているように、公正競争上の問題が生じ得ないものと考えます。</p> <p>仮に問題があった場合、契約書等により取引内容等を優遇していたかどうかの確認を個別の問題ごとに行えば足るものであり、特段問題の発生していない状況下で、実態を十分検証するとするのは規制の行き過ぎであります。</p> <p>・また、本来各社の自主的な経営判断に委ねられるべき子会社運営に関して新たな規制を設けることは、子会社等を通じた経営効率化やブロードバンドビジネスの事業発展に対する阻害要因となることから不適當であるため、は削除すべき内容であると考えます。</p>

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P31~ 32 (3)	<p>【公衆網再販の早期実現】 地域通信市場において、依然として東西NTTが加入者回線部分を事実上独占している現状に鑑みれば、当該加入者回線部分を含む公衆網再販を早期に実施し、東西NTT以外の事業者も、加入者回線部分を含むトータルとしての料金設定を行い、多様な料金体系が実現することが期待される。</p> <p>このため、公衆網再販に対する需要、必要なシステム開発費用や割引率の算定の対象となる費用範囲等についての検討を行うことが適当であり、平成13年12月から、総務省において(中略)具体的検討が進められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の問題があり、これらを勘案すると、再販は到底受け入れられません。 ・日本の固定電話市場は、諸外国以上に競争が進展しており、公衆網再販を導入する必然性はない。 ・固定電話市場は縮小。再販を導入しても市場の拡大は望めず、結果的に投資回収の可能性は低い。 ・競争政策上の問題点として、財務に与える影響が大きく、ユニバーサルサービスの提供が困難。またブロードバンド等新たな市場への経営資源集中が困難。
P40~ 41	<p>【プラットフォームレイヤー等における競争環境整備の在り方】 この際、当該レイヤーにおいて各事業者が収益性の高いビジネスモデルの構築に向け、投資リスクを負いつつ様々な取組みを進めていることに鑑みれば、競争ルールの導入により、これらの事業者の事業活力を削ぐことのないよう留意する必要がある一方、<u>例えば、ネットワークレイヤーにおける市場支配的な事業者がプラットフォームレイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保等については特に慎重な対処が求められる(東西NTTの上位レイヤーへの進出については2-2参照)</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーにおいては、基本的に自由な競争に委ね、問題がある場合には独占禁止法の枠組みで対処すべきものと考えます。それを超えて規制を課すことは、かえって事業者のサービス開発や投資インセンティブを損ない、ひいては、新たなサービス登場の停滞を招き利用者にとっても不利益になるものと考えます。 ・プラットフォームレイヤー等で市場支配力を有する事業者がネットワークレイヤーに進出する場合も想定されることから、一方の方向についてのみ言及することは中立性を欠いたものであり、左記下線部は削除すべきと考えます。

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P63 (1)	<p>【IP化の進展に対応した競争政策の在り方】 (具体的に検討が求められる事項)</p> <p>(1)有効競争レビューの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市場において適用される規制水準を柔軟に見直していく観点からは、継続的に市場の画定を行っていくことが求められる。 ・(中略)市場支配力の認定に際しては、インフラ部門とサービス部門とを峻別しつつ議論を行っていくことも今後には必要になるものと考えられる。(中略) ・以上の留意点を踏まえつつ、有効競争レビューを定期的(例えば2年ごと)に実施することにより、(中略)具体的な分析手法については、今後改めて別に検討の場を設け、平成14年度内を目途に試行的に、例えばインターネットアクセス市場を対象として有効競争レビューを行うとともに、分析手法の確立に向けて積極的に取り組むことが適当であると考えられる。 ・なお、上記で述べたように、市場の画定、競争実態の把握等を行った上で競争ルールの適用を弾力的に行うこととした場合、現在の市場支配的な事業者に対する規制の在り方等を見直すとともに、新たな枠組みが事業者には過重な規制を課すこととならないよう十分配慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新の激しい電気通信市場における有効競争レビューの実施およびそのための検討を早期におこなうことは重要であると考えます。 ・その際は、インフラ部門とサービス部門を峻別するといった考え方が重要であり、ネットワークレイヤだけでなく、上位レイヤにおける競争状況の把握も行うことが必要と考えます。
P 64	<p>【IP化の進展に対応した競争環境整備の在り方】 (具体的に検討が求められる事項)</p> <p>レイヤー縦断型ビジネスモデルの与える影響の検証が必要である。例えばブロードバンド時代においてその重要性が今後ますます大きくなるものと考えられる認証・課金等のプラットフォームレイヤーにおいて、新たな市場支配力が発生する可能性があり、(中略)単に特定のレイヤーのみに着目した市場支配力を検証するのではなく、レイヤー縦断型のビジネスモデルが今後ますます増加してくるものと考えられる中、レイヤー間の市場支配力の濫用の可能性についても十分な検証が必要となってくるものと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IP市場は、各事業者の創意工夫と技術開発による熾烈な競争の場であり、事業者の活力こそが市場を発展する源であることから、垂直統合規制といったビジネスモデルへの規制を設けるべきではなく、原則非規制の市場とすることが必要不可欠であると考えます。 ・基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がり、不相当と考えます。

項数	内 容	NTT西日本の考え方
P65 (C)	<p>【IP化の進展に対応した競争環境整備の在り方】 (具体的に検討が求められる事項)</p> <p>第三に、東西NTTの活用業務、他分野におけるボトルネック設備保有事業者等に係る公正競争条件等についても、急速な市場環境の変化の中で引き続き有効に機能しているかどうかについて継続的に検証していくことが求められ、当該レビューの中で必要な検討を行うことが適当である。併せて、<u>NTT子会社等がNTT東西との連携により市場支配力を有するに至っていないか等の検証もこの中で実施することが望ましい。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NTT子会社等が」との表記は、NTT子会社等がまず疑わしいとのニュアンスが感じられるが、子会社であることからNTT東西との関係は他事業者と同等であり、この部分は削除すべきであります。